

資源化等情報適正開示施設審査の概要

持続可能な社会の形成が根幹的課題となっている中で、産業廃棄物の資源循環推進のためには、排出事業者と処理業者の間の情報連携を一層進める必要がある。本審査は、産業廃棄物処理施設を対象に資源循環や適正処理に関する詳細情報の開示を促し、排出事業者にとり有益で適切な処理情報を提供することを基本理念とし、独立・中立的な第三者として、そうした情報の適正な開示状況を審査し、審査基準に適合した施設の情報を財団ウェブサイトで公開するもの。

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

2023年7月3日

1) 背景と目的

排出事業者

- 環境に配慮する排出事業者は、処理業者を選定する際に、適正処理状況の他、資源化等の持続可能性への取組を考慮するが、それらを判断できる情報を適切に開示している処理業者は少ない。

資源化等に取り組む処理業者

- 資源化等に積極的に取り組む処理業者は、その処理施設が適正、公平に評価される仕組みを欲している。

持続可能性向上のための
資源循環等の要請

資源化等情報適正開示施設審査

産業廃棄物処理施設の資源化等の処理情報についての詳細かつ適正な開示性について審査し、適合した施設情報を財団ウェブサイトで公開することで、排出事業者によるこうした処理施設への委託を促して、産業廃棄物の資源循環等を推進する。

2) 審査の対象

1)–1 申請者の範囲

- 産業廃棄物処分業の許可、及び産業廃棄物処理法第15条の施設設置許可を有する事業者

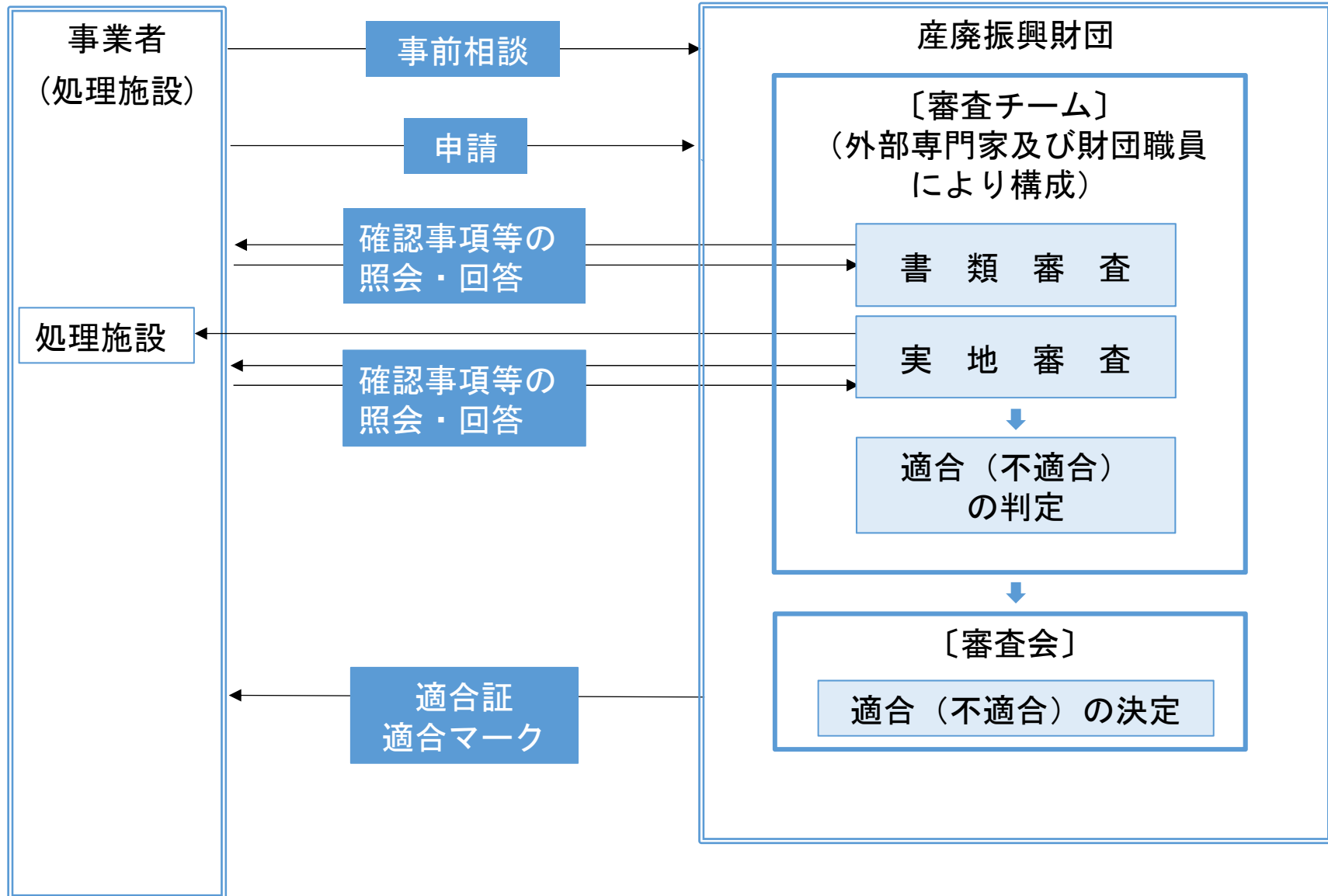
1)–2 審査の対象

- 産業廃棄物処理施設
(廃棄物の受入・処理・持出の一連の処理工程を有する
処理施設単位で審査)

1)–3 審査の対象期間

- 過去1年間(月の区切り方は任意)のマテリアルフロー等の状況について審査する

3) 審査の流れ



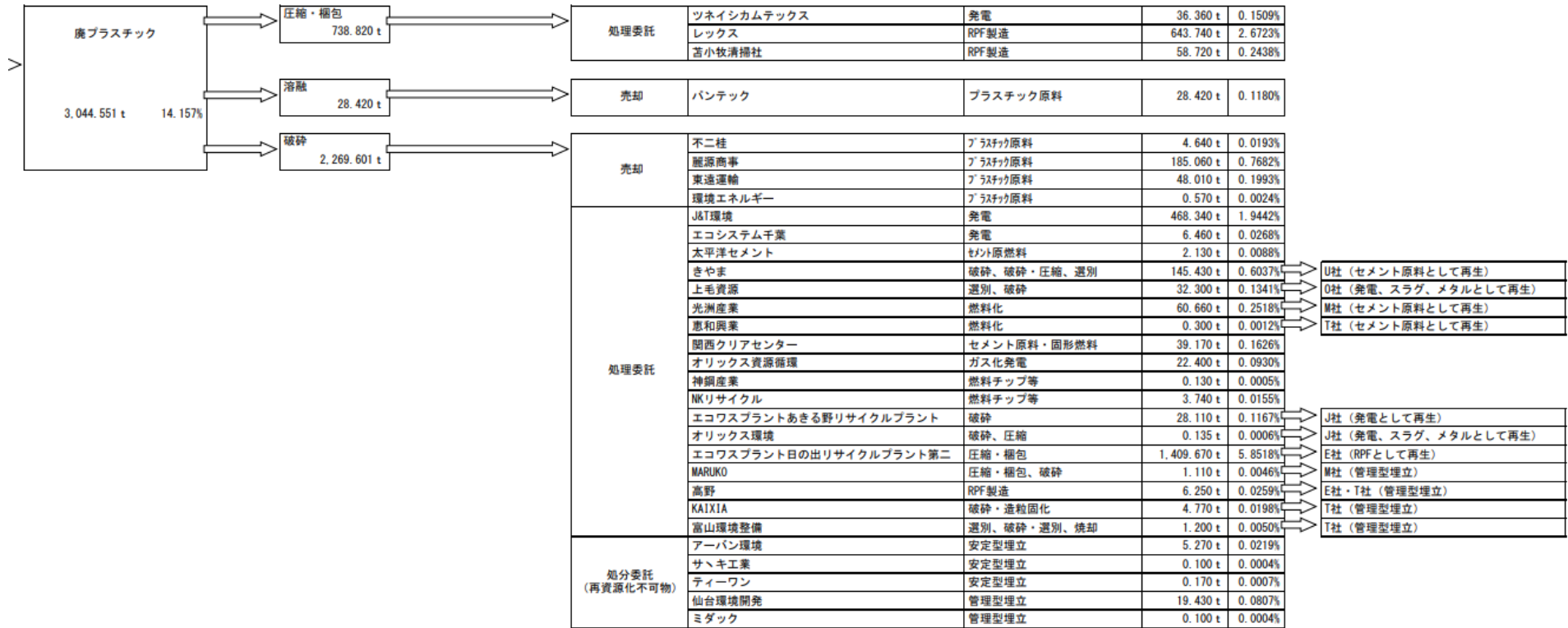
4) 審査基準

項目	確認事項
① 企業の取組等	・ 社員教育、法遵守記録 【ISO等取得施設は審査対象外】
	・ 過去5年間に特定不利益処分を受けていないこと 【優良認定事業者は審査対象外】
② 情報開示	・ CSR報告書、環境報告書等の作成【要公開】 ・ 施設見学会、近隣等とのリスクコミュニケーション等の実施状況【要公開】 ・ 施設の稼働状況（適宜の写真情報等）【要公開】 ・ 情報開示のための体制

項 目	審査事項
③ マテリアルフロー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減量化量、保管量を含む基本重量ベースの月毎、年間のマテリアルフロー【要公開】 ・ すべての持出先の実名と各々の持出量【要公開】 ・ マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収、最終処分に向けられたそれぞれの量【要公開】 ・ 上記を証する電子データ、マニフェスト、契約書等 ・ 許可品目以外が搬入された場合の対応記録 ・ 持出先（二次搬出先）への現地確認の実施記録 ・ 持出先（二次搬出先）の選定基準 ・ 持出先での処理や再生利用状況の確認記録
④ エネルギー使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設でのエネルギー年間使用量【要公開】 ・ 上記を証する請求書等
⑤ その他 【非審査事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会貢献の実施事項【任意】 ・ 温室効果ガス削減についての各種取組【任意】 ・ 環境報告書等で公開されている年間総熱回収量、発電出力、発電効率、再エネ利用状況等【任意】

マテリアルフローの例

A社マテリアルフローから一部抜粋



5) 適合証、情報公開の有効期間、審査料金

7)－1 適合証、情報公開の有効期間

- 適合証の交付日から2年間

7)－2 適合証の取り消し

- 適合証発行後に、申請事項等が事実と異なることが判明した場合でかつそうしたことが適合証取得者の故意又は重過失によってなされた場合等は、財団は適合証の一時停止又は取消の措置を講じる

7)－3 審査料金

- 40万円/施設(税別、旅費別、ISO等取得施設の場合)
(ISO等未取得施設、非優良認定事業の場合は、それぞれ10万円高)
- 有効期間後の更新申請の場合は20万円/施設(同上)

6) 適合証・適合マーク

- 審査基準に適合した施設へ、
「適合証」の交付
「適合マーク」の交付



情報適正開示施設
産業廃棄物処理事業振興財団
適合書番号 010001

← 適合マークの使用の際は、必ず適合マークの下に適合証番号を記載。

7) スケジュール

申請受付

2023年7月3日(月)から申請受付を開始。

同日から事前に試行審査に参加して頂いた施設等の審査を進める。